

【EU】消費者の権利強化指令成立の見通し

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州議会は、2011年6月、オンラインショッピング等の通信販売を安心して利用できるようにすることを主目的とした、消費者の権利を強化する新指令案を圧倒的多数で可決した。これは、関係機関と事前合意した内容に基づくもので、近日中の制定が見込まれる。

消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令案は、欧州委員会が2008年10月8日に提案したものである（COM/2008/614/FINAL）。EU域内における販売者の住所や取引手段にかかわらず、消費者に対して、価格及び付加的な料金情報を契約前に明示させ、遅配、クーリングオフ期間、返品、返金、補償等に関する消費者の権利を強化することを目的としている。

欧州議会は、2011年6月23日、この指令案を賛成615、反対16、棄権21で採択した。まだ第1読会の段階であるが、投票は、理事会及び欧州委員会との事前合意を受けてなされたものであり、今後、同年秋の理事会にて承認、EU官報公示、その20日後に施行される見込みである（通常立法手続：2008/196/COD）。各加盟国は、この指令が施行されれば、2年以内に国内法化することが求められる。

背景

EUは、これまで、85/577/EEC（訪問販売撤回指令）、97/7/EC（通信取引指令）、93/13/EEC（不公正条項指令）及び1999/44/EC（消費動産売買指令）の4指令によって消費者の保護を図ってきた。しかし、これらは、その最低要件を定めるものであって、各加盟国においては、必要な規定を個別に付加して対応していた。その結果、クーリングオフ期間を例にとれば、7～15日と各国で異なっているように、EU全体での調和がとれていなかった。特に、インターネット等における最近の販売の方法や技術への対応が懸案となっている。EUにおいてインターネットショッピングを行う人は、すでに人口全体の約3分の1を占めている。また、その5分の1を占める国際取引においては、高い税金と信頼性の問題が利用促進の障壁となり、市場自由化の観点からも対策が必要とされていた。（注1）

指令案の構成

この指令案は、前述した現行指令のうち、2つ（85/577/EEC、97/7/EC）を廃止してこれに代わる新指令を制定し、同時に残りの2つ（93/13/EEC、1999/44/EC）を改正するものである。欧州議会の採択した条文（注2）では、全35条及び附則から成り、次のような構成となっている。

- ・趣旨、定義及び範囲（第1条～第4条）

- ・店頭における直接交渉による契約のための消費者情報（第5条）
- ・通信販売、訪問販売等による契約のための消費者情報及び解除権（第6条～第16条）
- ・その他の消費者の権利：配達、支払等（第17条～第22条）
- ・一般規定：実施、罰則、報告、見直し等（第23条～第30条）
- ・補則：指令の改廃、実施日等（第31条～第35条）
- ・附則I 解除権の行使に関する情報（解除に関する消費者への説明例、解除様式）
- ・附則II 廃止指令及びそれらの改正指令
- ・附則III 廃止2指令との条文対照表

指令案の主な内容

指令案の特徴は、オンラインショッピング、携帯電話及びカタログ等による通信販売並びに訪問販売等の店頭で直接交渉をしない取引に関して消費者保護の強化を図っていることである。販売者に課される責務の主な内容を次に紹介する。

- ・契約に際して、事前に商品の特徴、販売者情報、価格（税、送料、配達料等全ての付加的な料金を含む）、解除の権利の有無及びその条件等の情報を、明確に理解しやすい形で提示すること（第5条、第6条）。
- ・訪問販売等の契約においては、上述の情報を紙面等で提示し、契約の写しを消費者に渡すこと（第7条）。
- ・インターネット通信販売においては、具体的な契約条項を明確に提示すること。ボタンクリックにより契約締結を誘引する場合、課金があればボタンにその旨を明記し、無料を装ったボタンを使用した契約は無効とする。（第8条）また、追加オプションを標準設定としてはならず、明示的同意がない場合は払戻しの対象とする（第22条）。
- ・クーリングオフ期間は、第16条に規定する13項目の特別の場合を除き、商品等の受領後14日以内であれば、理由を問わず解除して返品することができる（第9条）。当該権利を顧客に通知していないとき、この期間を1年に延長する（第10条）。解除された場合、14日以内に、送付代金も含めて返金する（第14条）。
- ・契約後30日以内に商品を引渡し、その時点まで商品の補償を行う。違反した場合は、顧客の指定方法への対応、解除等の規定された条件に従う（第18条）。その他、解除時の消費者の利便性のために、任意に利用できる標準解除様式が導入された（附則I）。

注（インターネット情報はすべて2011年9月20日現在である。）

(1) “Consumers: Commission proposes EU-wide rights for shoppers,” *Press releases RAPID*, IP/08/1474, 8 October 2008.

<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1474#fn1>>

(2) P7_TA(2011)0293: European Parliament legislative resolution of 23 June 2011 on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on consumer rights (COM(2008)0614 – C6-0349/2008 – 2008/0196(COD)), 23 June 2011.

<<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&reference=P7-TA-2011-0293&language=EN&ring=A7-2011-0038>>